

令和6年度価格高騰重点支援臨時給付金 および福祉灯油購入費助成について

電気料等の物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。また、冬季の暖房費にかかる灯油購入費の一部を助成します。

対象と思われる世帯に対し、関係書類を送付していますので、ご確認ください。

支給対象の要件

- 1 基準日（令和6年12月13日）時点で平川市に住民登録がある方
- 2 令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯
- 3 世帯全員が住民税均等割が課税されている方に扶養されていない世帯

支給額

- ・基本給付
1 世帯あたり3万円
- ・こども加算
基準日時点で同一世帯となっている18歳以下の児童
1人あたり2万円
- ・福祉灯油購入費助成
1世帯あたり7千円

手続きの流れ

- 1 「支給のお知らせ」が届いた世帯
→手続きは不要です。3月17日(月)に振り込みます。
- 2 「確認書」または「申請書」が届いた世帯
→申請が必要です。書類受理後審査を行い、3週間程度で支給します。

福祉灯油購入費助成

手続き期限

3月31日(月)

給付金

手続き期限

5月9日(金)

4月1日以降の申請は給付金のための支給となります。

こども加算追加対象者

※別途申請が必要です。

手続き期限 5月9日(金)

支給対象の要件

- 1 基準日（令和6年12月13日）の翌日以降に生まれた新生児
- 2 別世帯であるが、学生寮等に入居し、現に扶養している児童。ただし、他の自治体から同様の給付金を受けていないこと。

手続きの流れ

本庁舎や各支所の窓口に備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書を提出してください。

【問合せ】 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378（本庁舎2階14番窓口）

子育て健康課からのお知らせ

4月から産後ケア（訪問型）を始めます

産後ケアは、助産師が家庭での育児の様子を聞きながら、産婦さんや赤ちゃんのケア、育児相談を行うものです。これまでは「通所型」のみで実施してきましたが、4月からは、助産師がご自宅を訪問してケアを行う「訪問型」も始まり、選べる（併用可）ようになります。利用料は、通所型と同様、1回500円です。

また、4月からは通所型の場所が第2庁舎から「どんぐりこころ助産院」（石郷柳田53-3）に変更となります。

日程などの詳細は「健康ひろば」（P21）をご覧ください。

【問合せ】 子育て健康課 子育て世代包括支援係 ☎55-5370（本庁舎2階10番窓口）



4/1から

ごみの分別区分に 「有害ごみ」が追加されます！



有害ごみの出し方

- 集積所での回収ではなく、以下の公共施設が回収場所となります。
- 有害ごみは、回収専用ケースに出してください。

回収場所

資源物回収ステーション（第2庁舎、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所）、葛川支所

利用可能日時

8：15～17：00（12月29日～1月3日を除く）

有害ごみに出せるもの		出し方
蛍光管 電球	・環型 ・直管型 ・コンパクト型 ・電球型 ・白熱電球	割れないように購入時のケースなどに入れ専用回収ケースへ
電池類①	・乾電池 ・ボタン電池 ・コイン電池	テープで絶縁処理をして専用回収ケースへ
電池類②	・モバイルバッテリー ・デジタルカメラのバッテリーなど製品本体から取り外し可能な小型充電式電池 リサイクルマークの表示あり Ni-Cd ニカド電池 Ni-MH ニッケル水素電池 Li-ion リチウムイオン電池	テープで絶縁処理をして専用回収ケースへ

有害ごみに出せないもの	注意事項
・水銀式の体温計・血圧計・温度計 ・破損または液漏れした小型充電式電池	本庁舎市民課または各支所の窓口で回収しています。
・LED電球 ・割れた蛍光灯 ・破損により水銀が流失し残っていない体温計など ・アルコール式温度計（赤い液体が入っているもの）	「燃やせないごみ」として出してください。
・自動車専用バッテリーなどの鉛蓄電池	専門業者もしくは購入店へご相談ください。

❓ どうして分別区分が追加になるの？

蛍光管、電池類には水銀が含まれている場合があり、飛散・流出による健康被害や環境汚染を防止するためです。また、燃やせないごみに混入したリチウムイオン電池などが原因で発生するごみ収集車や焼却施設での火災、爆発事故を防ぐためです。皆さまのご協力、よろしくお願いします。

【問合せ】市民課 生活環境係 ☎55-5892（本庁舎2階4番窓口）